

重要事項説明書

この重要事項説明書は、要支援・要介護状態にある利用者が、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」とします)を受けられるに際し、利用者やそのご家族に対し、当社の事業運営規程の概要や介護従事者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1 事業者

事業者の名称	有限会社 サークルツ一
事業者の所在地	静岡県牧之原市勝俣1265-1
法人種別	有限会社
代表者名	加藤 保
電話番号	(0548)-22-6502
他の介護保険関連の事業	居宅介護支援 福祉用具貸与・購入 認知症対応型共同生活 認知症対応型通所介護

2 ご利用施設

施設の名称	まるに 小規模多機能
施設の所在地	静岡県牧之原市勝俣1265-3
管理者名	加藤 保
電話番号	(0548)-23-3002
フックス番号	(0548)-22-6576
開設年月日	平成29年4月1日
介護保険指定事業者番号	小規模多機能型居宅介護(2295800110)号 介護予防小規模多機能型居宅介護(2295800110)号

3 経営理念と運営方針

経営理念	個人の尊厳を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に心地よく過ごせるように「生活の質」「介護の質」の基本を重視し、利用者やその家族、地域住民の信頼を得て、介護サービスを提供することを目的とします。 また、喜ばれる・必要とされる介護サービスの提供を、効率的で柔軟かつ健全な運営を行うことにより、地域における福祉サービスの増進および向上に努めます。
施設の運営方針	1. 個人の尊厳を尊重します 個人の尊厳を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に心地よく過ごせるように「生活の質」「介護の質」の基本を重視し、利用者やその家族、地域住民の信頼を得て、介護サービスを提供することを目的とします。 また、「喜ばれる」「必要とされる」介護サービスの提供を、効率的で柔軟かつ健全な運営を行うことにより、地域における福祉サービスの増進および向上に努めます。 2. 信頼され、喜ばれるサービスを提供します。 利用者の様々な状態の変化に対応する為、日常の状態を継続的に把握するとともに、一貫した介護サービスを心掛けます。 また、利用者自身による自己決定の尊重と残存能力の活用に努めます。 3. 効率的で柔軟かつ健全な運営をします。 利用者への介護サービスを確実かつ効果的に行う為、各事業所間および各職員間の連携を図るとともに経営基盤の強化・法令を遵守します。

4 施設の概要

敷地	860.42㎡
建物・構造	木造2階建(1F 小規模多機能 ・ 2F グループホーム)
延床面積	492.86㎡

居間および食堂面積	86.27㎡(キッチンを含む)
登録定員	登録定員:29名 通い定員:15名(1日)、宿泊定員:9名(1日)、訪問:∞
宿泊居室	9室(1室定員1名) 1室面積7.83㎡以上(カーテン、エアコン、介護ベッド付)
共有施設	キッチン、食堂・居間、浴室・脱衣場、トイレ(2ヶ所全3台)、洗面(2ヶ所) 玄関、EV

5 営業日 及び 営業時間

営業日	365日・24時間
営業時間	通い:15名 8:00 ~ 17:00 訪問 24時間対応 夜間:9名 17:00 ~ 翌8:00

6 職員体制 (主たる職員)

管理者	1名 常勤兼務
介護支援専門員	2名 非常勤兼務
介護職員・看護職員	5名以上

7 勤務体制

日中の体制	早番 7:00~16:00
日中の時間帯 (07:00~19:00)	日勤 8:00~17:00 遅番 日中の時間は、原則として利用者3名に対して職員1名で支援します。 訪問に対応できる常勤者を2名以上配置。
夜間帯の体制	夜勤1名 17:00~翌08:00 (宿泊者がいない場合は、配置ない。) 夜間帯の訪問対応者は、施設携帯をもち、自宅での待機。

8 介護保険給付対象サービス・保険給付外サービスに係る費用

別紙の料金表参照

9 苦情の受付について

当施設における苦情受付	苦情受付担当者 : 加藤 洋子 電話 (0548) - 23 - 3002 また、玄関に意見箱を設置しています。
行政機関その他苦情受付機関	・牧之原市 長寿介護課 電話 (0548) - 23 - 0076 ・静岡県国民健康保険団体連合会 電話 (054) - 253 - 5590 上記の窓口へお問い合わせください。

10 協力医療機関

榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1 電話 (0548) 22-1131 診療科目 総合内科、外科、整形外科等 救急外来あり
石井内科皮膚科医院	牧之原市静波 248 電話 (0548) 22-0013 診療科目 内科、消化器内科、皮膚科等 救急外来あり
榎田歯科	牧之原市細江4521-1 電話 (0548) 22-0114

11 非常災害時の対策

非常時の対応	具体的な対処方法や避難経路、協力機関等の連携方法を記したマニュアル(消防計画)に沿って、管理者が避難等の指揮をとり、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。
平常時の訓練等	災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。
防災設備	スプリンクラー 火災報知器 各階1、屋内消火器 各階2 壁紙、カーテンは防災性能のあるものを使用しています。

12 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移動・移乗介助：介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2. 排泄介助：介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3. 見守り等：利用者の安否確認等を行います。
健康チェック	<ol style="list-style-type: none"> 1. 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活動作を通じた訓練：利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2. レクリエーションを通じた訓練：利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2. 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3. 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
送迎サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。

13 訪問サービスに関する内容

身体介護	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排泄介助・おむつの交換 2. 食事介助 3. 入浴(全身浴・部分浴)・清拭・洗髪・身体整容 等 4. 褥瘡予防のため、体位変換 5. 移動・移乗介助 6. 外出介助(買い物付き添い) ※日常生活品に限る 7. 起床及び就寝介助 8. 健康チェック、服薬介助 9. 自立生活支援のための見守りの援助
生活援助	<p>【利用者に関する】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活に必要な買い物、薬の受け取り 2. 食事の支度 3. 居室の掃除や整理整頓 ※大掃除や庭の掃除は含まない 4. 衣類等の洗濯
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の安否確認等。 ※電話対応を含む

平成29年4月1日 作成
 平成31年4月2日 変更
 令和 5年4月1日 変更
 令和 5年10月1日 変更